



# 島根県報

令和5年9月5日（火）

第 4 4 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（        ”        ）	4
一の敷地とみなすこと等の認定の取消し	（建 築 住 宅 課）	5

### 【特定調達公告】

CRT運転適性検査器の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	6
--------------------------------	-----------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第597号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

江津市桜江町市山64、65－2

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町市山64（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第598号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 保安林予定森林の所在場所**

雲南市木次町上熊谷1165、1165－1、1167－1・1294－1・1335－1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1334

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町上熊谷1165・1165－1・1334（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1167－1、1294－1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

---

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第599号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町長福725、726、729-1、1554-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津和野町長福726・729-1・1554-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第600号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町高峯1853

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第602号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の5第2項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定による認定を取り消したので、法第86条の5第4項の規定により告示する。

令和5年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 対象区域

島根県安来市月坂町字長谷津552番1の一部、552番16の一部、552番17の一部、552番18の一部、555の一部、字ハセツ谷555番1の一部、555番4の一部、555番5の一部、555番6の一部、563番1の一部、字乞喰谷564番1の一部、789番6の一部、789番7の一部、字長谷津谷頭565の一部

#### 2 認定の取消しを行った認定の年月日及び番号

昭和53年1月10日 第15号

#### 3 認定取消しの年月日及び番号

令和5年8月24日 第1号

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年9月5日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

CRT運転適性検査器の賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和5年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

33,132,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年7月14日